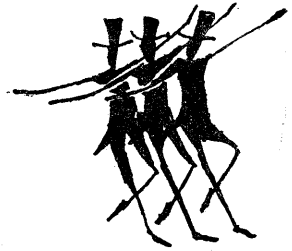


生活主義保育の源流（下）

金子真知子



第二章 保育界における宗教排斥問題

第一節 京阪神「三市連合保育会」の成立

『婦人と子ども』発刊より三年前、京阪神「三市連合保育会」が明治三十年十月十六日に結成され、翌三十年七月には『京阪神保育会雑誌』が発刊されている。

明治二十年十二月、米国伝道会社から婦人宣教師として来日したA・L・ハウ (Annie Lion Howe, 1852~1943) は、それから二年後、明治二十二年の十月、十一月

にキリスト教主義の頌栄幼稚園を神戸に開設したとして知られている。そして、このハウの提唱で、京阪神「三市連合保育会」が結成されるに至ったのである。しかし、ハウを園長とする頌栄幼稚園が中心となっていた「神戸保母会」は、結成後、わずか五年で、この「三市連合保育会」を脱会している。

この脱会の経緯は、極めて複雑であり、この背景には、従来の通説の様に、「宗教上の対立」⁽²⁾ という以上のものがあると思われる。

そこで、ここでは、脱会の経緯を詳述し、ハウがその

保育論を通して、当時のわが国保育界に投じたものの意義について、考察し、更に、この脱会へ至らしめた、師範学校系とキリスト教系幼稚園、双方の「生活」概念の相異についても検討していく。

ハウと京都・大阪二市とのつながりは、来日以降、彼女の保育法をめぐって始まっており、少なくとも、京阪神にあってリーダー的な役割を果たしていた。この様な立場にあったハウらが出席した、明治三十年十月十六日、西区東江幼稚園での大阪市保育会の際に、京阪神「三市連合保育会」は「創立」されている。³⁾この連合保育会は明治二十二年九月に、全国で初めて結成された保育会である。「京都市保育会」を中心に、明治三十年七月二十日に結成された「大阪市保育会」及び、明治三十年十月九日につくられた「神戸保母会」(後、明治三十五年四月から「神戸市保育会」となり再発足)から成っている。しかし、ハウを指導的な立場に仰ぐ「神戸保母会」は、この連合保育会結成後、わずか五年の、明治三十五年四月八日に脱会するに至る。しかし、この脱会に至る原因

の芽は、すでに、第一回大会からあったものと考えるところができる。

第一回「三市連合保育会」大会の席上、取り上げられた京都市保育会提出による、第一問題は、『京阪神保育会雑誌』第一号(明治三十一年七月発行)によると、次の様なものであった。即ち、「恩物の取捨選択」であり、この「提出の趣意」として、京都市側は次の様に説明している。

「二十恩物は『フレーベル』氏の創意にして幼稚園の恩物は皆之に則る然れども我同情として一々之に準拠すべきや」。

つまり、二十の恩物をその順序に則って保育に使用し、厳密にこれを守って行かねばならない理由を、京都市側は基本的に認めてはいない訳である。しかし、一方、恩物にこめられた意味論を、キリスト教主義保育の立場から重視する頌栄幼稚園の和久山きそは、このような京都市側の考えに、真向から反対の意見を述べている。「二十恩物は統一上より組立てられたるものなれば之を

取捨するが如きことあるべからず。

明治三十年代におけるこのようなフレーベルの恩物観の大きな相違は、どこに端を発するのだらうか。

まず、第一に考えられるのは、日本におけるフレーベル思想導入に、大きな二つの流れがあったことを指摘しておきたい。即ち、第一章でも述べた様に、ジョホノット著、高嶺秀夫訳、『教育新論』中、「第八章 『フレイベル』氏及幼稚園」においては、恩物がほとんど紹介されていないのに対し、明治二十六年十二月に出版された、A・L・ハウ著『保育学初歩』では、その大部分が恩物の紹介に終始しているというのである。前者は、伊沢修二や高嶺秀夫に代表される、開発主義教授説による「運動」、「遊戯」重視の立場に拠るものであり、教育界では主流となっていた。活動性重視のこの伊沢の立場は、その著、『教育学』の中の、「精神上の教育は之を心理学に基」くことという箇所に端的に表わされている。つまり、換言すれば、このことは、明治初期以来、一貫してとられて来た、教育における宗教分離政策に通ずる

ともみることができよう。この立場をとる限り、恩物は、宗教的意味性を全く剝奪され、手指を訓練する道具でしかない訳で、このように考えると、京都市側が、恩物を「取捨選択」して、この訓練のためにより有用なものだけを選ぼうとした意味の理解が可能となる。

しかし一方、ハウの場合は、あくまでも精神性及び宗教心の教育ということから、これを把えて行こうとする訳である。このような立場の違いは、明治三十三年の「幼稚園保育及び設備規程」や明治三十三年の小学校令改正」が公布されるなかで、より鮮明になってゆくことになる。そして、連合保育会は、その立場の相違を確認する場としての役割を担ったと言えるのである。

第二節 「京阪神連合保育会」の内紛⁽⁴⁾

前節で述べた対立が、より先鋭になって行く外的要因として、次の三つのことが考えられる。

一、明治三十二年六月二十八日、「幼稚園保育及び設

備規程」の制定

二、明治三十二年八月三日、文部省訓令第十二号の発令

三、明治三十三年八月二十日、小学校令改正

右記三点を中心に、以下順に述べて行こう。まず、第一に、明治三十二年六月二十八日、幼稚園に関するはじめての単独法令である「幼稚園保育及び設備規程」である。これによって、保育項目が、はじめて次の四つに定められている。これは、「遊嬉」「唱歌」「談話」「手技」の四つであり、この項目わけによると、恩物は、「手技」に位置づけられており、フレーベルの考案主旨であった遊戯のきっかけをつくるものとしての役割とは、切り離された格好である。つまり、「運動」に重心を置いた「遊嬉」とは別の、「手技」とされている点に着目したい。

「手技」には、次の様な説明が加えられている。

「手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意發育ノ資トス」(『明治以降教育制度発達史』第四卷、一五一頁)

この規程は、翌年に出される「小学校令改正」中に解消される訳だが、小学校における「手工」科との関連で

把えると、「勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フ」こと、すなわち、実業教育の一貫としても位置づけられたと考えることができる訳である。

このような線上で考える時、子どもがなじみ易いものとそうでないものを「取捨選択」しようとした、第一回保育会大会における京都市の提案理由も明確になって来る。

また、この規程制定をきっかけに、これを「開申」した東京女子師範学校付属幼稚園内のフレーベル会との交流が増し、第一回大会に、当時の会長であった中村五六を招いて、演説を聞くなど、保育内容研究のリーダーが、明治二十年代には大きな位置を占めていたハウから、次第に移行しているのが窺える。

次に、明治三十二年八月三日に発令された文部省訓令十二号によって、教育における宗教分離政策が打ち出されたことの保育界への波紋が考えられる。もっとも、訓令十二号は、官立学校において、宗教教育を禁じたものであって、それを、保育会へも持ち込もうとしたのでは

ないかとも考えられる。

更に、先にも述べたように、明治三十三年八月二十日、小学校令改正が出された。この改正の一つの特徴としては、「体操」「遊戯」の重視があった訳だが、この影響が、幼稚園の保育にもあらわれ、「遊戯」の中でも「随意遊戯」より、「共同遊戯」に重点が置かれ、京都にも、「遊戯会」が発足するなどしており、研究が盛んになっている。この様な軍国主義的色彩が濃くなる動向のなかで、ハウらは、あくまで、保育において、宗教性を強調し、その精神性に固執していったものと考えられる。

そのような主義の違いが対立し、明治三十五年の京阪神連合保育会からの「神戸保母会」の脱会という形となつて、あらわれて来る。このことの発端となつた、明治三十四年、「連合保育会」秋季大会をめぐる経緯は、極めて複雑なので、表にして概観しておきたい。

すなわち、表によると、開催曜日と、保育会を主催する側の頌栄幼稚園の提出した会順序、つまり、開会に際して、折禱をするとの予定に対して、変更を申し立てる

という京都市の意見が強硬に通つて行くなかで、ハウたちは、「脱会をした」と言うより、むしろ脱会へと追い遣られた格好である。

その間の経過を『京都連合保育会雑誌』⁽⁵⁾第八号でながめてみると次のようになる。

神戸保母会長、和久山きそは、明治三十四年十月十九日の書状で、「十一月二十三日土曜日午前九時ヨリ、頌栄幼稚園ニテ開会スベク就テハ場所ノ都合ニテ折禱ヲ以テ始ムルカラ左様承知アリタキ」(傍点原文)ことを告げたが、これに対し、京都市側は、「不賛成」を表明し、大阪市は、態度表明について、京都市に打診し、和久山の書状は実質的に無視されている。

ただし、この神戸市よりの書状をめぐって、明治三十四年十一月二十二日、日彰幼稚園で、「京都市保育会」の会合がもたれ、席上、十二月上旬の神戸市の「京阪神三市連合保育会」には「好意上事情の許すかぎり出席する事」が決定された。すなわち、当日の出席は、個人的「好意」によることを強調している訳である。⁽⁶⁾またこれ

年 月 日	事 項	出 典
明治(以下略す)		高野勝夫著『エ・エル・ハウ女史と頌栄の歩み』頌栄短大・昭和48年13頁(以下これは記号「A」で表す)
20. 12. 25	米国伝道会よりA. L. ハウ来日	
22. 9	「京都市保育会」結成	
22. 10. 22	頌栄保母伝習所開設	
22. 11. 4	頌栄幼稚園開設	京阪神連合『保育会雑誌』第1号(以下これは記号「B」と示す数字で表す)
23	小学校令公布	A-16
30. 7. 20	「大阪市保育会」結成	A-17
30. 10. 9	「神戸保母会」結成	B-1
30. 10. 16	京阪神「三市連合保育会」結成	B-1
32. 6. 28	「幼稚園保育及び設備規程」定められる	B-1
32. 8. 3	文部省訓令第12号発令	『明治以降教育制度発達史』四巻, 151頁 以下C
33. 8. 20	小学校令改正される。	C-662頁
33. 12. 1	「三市役員会」会合於大阪女子師範学校 (連合会開催日をめぐって、京都市と神戸市対立する神戸市は「宗教上差支アリ」とし、和久山神戸保母会長は、「脱会をはのめかす」)	C-45頁
34. 4. 14	第3回全国連合教会大会 於東京 (第2号議案「小学校中学校師範学校に於ける礼式を一定するの可否」を可決)	B-8
34. 10. 19	神戸・兵庫両幼稚園、神戸保母会を脱会	『京都府教育雑誌』第108号, 明治34年4月
34. 11. 22	「京都市保育会」会合 於日彰幼 (12月上旬, 神戸市の「京阪神三市連合保育会」には「好意上事情の許すかぎり出席する事」決定)	B-8
34. 12. 7 (土)	「三市連合保育会」大会開催 於頌栄幼	『京都日出新聞』, 明治34年11月26日(以下これは、記号「D」と日付で表す)
34. 12. 12	12月10日付「京都日出新聞」の「三市連合保育会」に関する記事の取消文報道 (12月7日の頌栄での会合は「三市連合保育でなく」神戸保母会である旨)	D-明治34年12月10日
35. 4. 8	明治35年4月8日付で、神戸保母会が脱会届を提出 (会長の肩書はあるが、印は和久山きそのもの)	D
35. 4	「神戸市保育会」結成 (会長は、兵庫県高等女学校校長永江正直)	B-8
35. 5. 4 (日)	第9回「連合保育会」大会 於京都市上京区城巽幼	B-9
35. 11. 22	「神戸市保育会」第1回総会開催 於兵庫幼 (席上、連合保育会に入会希場提出を決定)	B-9
36. 10. 3	ハウ婦米 (のち、39年ハウの婦任まで神戸基督教会教師原田助(のち同志社々長)が頌栄保母伝習所所長兼教員となる)	B-9
39	ハウ頌栄に婦任	A-81頁
39. 8	ハウ J. K. U (Japan Kindergarten Union) 結成	A-84頁
		A-84頁

より先、大阪・京都の両者は、十一月五日、大阪市東区浪華幼稚園での大阪市保育会役員会での決議事項を、神戸市へ通告しており、それによると、次の二条件が示されている。

一、「本会ハ祈禱ハ絶対的不賛成ニハアラザルモ会長

開会宣言前に於テセラレンコト」(以下原文の傍

点は煩雑を避けるため省略する)

二、「順序書ニハ加ヘザランコト」⁽⁷⁾

このような経過の中で、神戸保母会はこの条件を受け入れることを拒否し、十一月九日付で、脱会書を届けるのである。その書状の中で、神戸保母会長は、次の様に所信を表明している。

「連合会ノ順序ヲ定ムルハ当番市ノ自由ノ権ニシテ祈禱ハ清キ心ヲ以テ公然此会ノ為ニ行フモノナリ」⁽⁸⁾

これに関してみる限り、ハウらが「祈禱」に固執したようにも考えられる訳だが、これに影響を与えていると思われる、宗教儀式に関する明治三十二年の文部省訓令第十二号は、裏返せば、礼式の統制による、天皇制強化

に他ならない訳であり、ハウの言う礼拝挙行は、このような国策への拒否とも考えられるのである。例えば、これ以前に、明治三十三年四月二十一日土曜日に、頌栄で第六回「京阪神連合保育会」が行なわれた時の祈禱の際、和久山きそは、フレールベルの誕生月を祝したあと、彼の言葉を引用しながら次の様に述べている。

『小児の霊は人間より来れりと思ふなかれ小児は人間の子であり天然の子であり神即ち造物主の子である事を思ひて之を発育せしむべし』此言葉の意味を熟知して幼稚教育に従事せねば保育上大なる誤を生ずると思ひます。——中略——造物主が人間を作り玉ふ時は其霊を己れの形に象りて作り給へりとあるを基礎として教育せられしなれば、其精神を汲で造られたる恩物を使用すべきが当然と思ひます。もしその精神をすてて方法のみを研究するに止まるならば此事業を成就する事が出来ません⁽⁹⁾。

ここに引用した後半部は、明らかに第一回の連合保育会大会で問題になった、京都市や大阪市の恩物解釈への

批判であるし、前半部に示された児童観は、次の明治三十二年十一月三日の天長節でのハウの礼拝の内容とあわせて考えれば、その主旨が明確になる。

「世界には、いろいろたくさんの方があって、みな天皇と同じ王や大統領が治めているもつと偉い方がある。それは神様である。」⁽⁹⁾

すなわち、ハウが神の存在を言う時、天皇を絶対と仰ぐ当時の日本にあつては、天皇批判となる訳であり、教育勅語下にあつて、天皇制強化の役割を担おうとする教育界への痛烈な批判を述べていたと考えねばならない。

このような神の存在を守るためにも、宗教の「自由ノ権」を主張することによって、保育会の大会で、せめて頌栄幼稚園を会場とする時だけは、他市の当番の時に、「君が代」をもってはじめてるように、⁽¹⁰⁾「祈禱」をもってはじめようとしたのだと考えられる。それが即ち、宗教人として残された「自由」であつたはずであり、教育人としての良心だつたはずである。

この会での「祈禱」の件についての意見の対立から、

大会開催前、明治三十四年十一月十九日には、神戸保母会の二つの公立園である、神戸・兵庫両幼稚園が既に同会を脱会し、会の継続は事実上不可能になっている。そのように窮迫した状態の中で、十一月二十三日の予定は延期され、十二月七日土曜日、頌栄幼稚園で「三市連合保育会」大会が開催される。この会の模様を十二月十日付、『京都日出新聞』は、当然「三市連合保育会」として報道している訳だが、十二月十二日の同紙上には、京都市保育会庶務幹事橋田義亮の名で、先の十二月十日付の記事の「取消文」が掲載されている。それによると、文部省から「儀式上に関し、宗教云々」の訓令が出たことを大きな理由に、「耶蘇教」の儀式にのつとつて挙行された十二月七日の頌栄での会は、「三市連合保育会」のものではなく、あくまで「耶蘇宗教信者」の会員単独で開催したものであり、「神戸保母会」の大会であることを強調している。そして、この会以降、京都・大阪両市は、様々な手段で、頌栄を脱会せざるを得ない状況へと追い遣つていく訳である。

このことは、京阪神連合保育会にあって、ハウらがその立場としては、保育理念、保育内容などの点で、次第に孤立しつつあったこと、それが明治三十二年の文部省訓令第十二号で禁止されている宗教上の儀式、つまり、祈禱をする訳にいかなくなったことを表面的な理由として、キリスト教的色彩を排除したものと考えられる。

ハウらが「自由ノ権」に基づいて、保育会大会を企画運営することは、即ち、神戸市のみならず、「京阪神連合保育会」自体が存立する所以であったはずであり、それを主張した神戸市を脱会に至らしめることは、「会的精神」そのものを放棄することに他ならない。ハウ達は、政府の施策と異なる立場をもつ保育会のメンバーを支えようとはせずに、逆に、政府の側につこうとした京都市や大阪市への抗議をしている訳である。

ハウ達が究極的に、複雑な経緯のなかで脱会していったことの意味は、明治三十二年の文部省訓令第十二号発令をきっかけに明確になって来る。特に、師範学校関係の会員達の天皇への屈伏、行政側への追従に対し、立場

の違いを確認し、とった行動なのではなからうか。

このような方向性のちがいは、ハウらの脱会后、師範学校系の勢力が強化され、公立幼稚園が、勅語下の小学校教育との連結強化をはかっていく方向に進むことから、ハウの保育観とは異なるであろうことが推察される。このハウの保育会脱会を、保育・教育における宗教の排斥の事例として把握、教育勅語に代表される天皇制の国家主義道徳の強制、その意味での国民の内面的自由への、あるいは、国民生活への介入と関連させて把握する時、A・L・ハウの日本保育界に示した姿勢は、重要な意義をもって来る。

終章 対立する生活概念の相克のなかで

前節でみて来たように、ハウの京阪神連合保育会脱会は、宗教と教育の問題であったと同時に、他面では、国策に対する立場の相違がもたらしたものともしえる。このことは具体的に、保育の場での子どもたちの活動、更には、生活そのものを把握しようとする時、どの様な違いと

なつて出て来るのであろうか。ここでは、東とハウを対比させて把え、検討していく。

『京阪神連合保育会雑誌』第十九号（明治四十年七月）によると、明治三十九年十二月の大阪市保育会において、ハウは「我が国の事業」について講話し、その記録が掲載されている。彼女は、明治三十六年十月、日本を離れ、明治三十九年三月、再来日したが、その彼女の最初の公的発言とも言えるこの講演で、彼女は意味深長な次の様な内容を語っている。

「教育の第一歩となる幼稚園の保育について最注意を要するのは外遊の際でありまして小供は此の間に悪習慣を出すものであります。（中略）一人の人が前に立って『皆さんは出来るだけさわぎ又出来るだけ話せ』と言われましたがこれは大いに私の考えと違っております」と断言したのである。また、ハウがここで言う「外遊」とは何か、具体的には明らかではないが、その際、注意しない子どもが悪習慣を出すというのも、自由遊戯重視への一定の批判を前提したものといえよう。

それではハウが子どもたちにどのような遊戯なり、態度を期待したのか、そしてどんな幼稚園を構想したのかということが問題になるが、この点に関して、ハウの考へは明治二十年代以降大きな変化はなかったように思われる。例えば、彼女の著作、翻訳活動の中でも比較的初期の、明治二十六年に刊行されている『保育学初歩』で、ハウは一貫して宗教的雰囲気をつくりだそうとして、「静粛」や「秩序」ということを重視している。ハウが保育においてこれらを特に強調するのは、室内における活動をその中心としていたからと言うこともできる。殊にその中でも「会集場」に特別の意味を置き、幼稚園全体を宗教的ふん囲気に包まれたものにしようにしていた点に注目しておきたい。従って、彼女の遊戯観もこの延長上に展開されて来る。

「遊戯は単に身体の訓練に益あるのみならず、小児が成長して社会の一員となる時他人と共に幸福なる生活を為すの準備を得せしむる最も良き方法なり人若し幸福に生活せんとならば時としては他人の望を成さんが為めに自

己の願を棄てて快く之と共に働かざるべからず」。

右記の引用からも明らかなように、ハウにおける遊戯は「幸福なる生活を為すの準備」として位置づけられている。だから、たとえ遊戯それ自体が幼児にとつて意義あるものだとしても、ハウの場合、宗教的淨福に包まれたという意味での「幸福な生活」は当然遊戯以上に重要な意味をもつて来る。

また、ハウの「生活」観の弱さは、あまりに容易に「自己の願」を「棄てて」しまえ、あるいはむしろそれをこそ良しとするところにあるようにも思える。しかし、国家の政策の下に、唯一絶対の日本国民としてあるべき生活だけをしか考え得なかつた当時の背景のなかで、ハウが、「他人の望」と「自己の願」を対立させて扱えたことについては、前章でみた、脱会をめぐる彼女の行動に照らしてみても、個人主義的な生活概念の端緒を提出したとして、評価せねばならないだろう。

ハウに比して、一方、東基吉の遊戯観は、小学校教育との関係の中で確立されて行く。その過程で、東は、

「一外国婦人」としながらも、徹底的に、ハウらの立場の批判を展開する。例えば、『婦人と子ども』第二巻九号、十号に、「現今の保育法につきて」を連載し、その中で、「婦人の一況保守的傾向」として、感情的とも言える程の批難をくり返し、「可憐なる我が幼児」の立場にたち、「新しき方法」を考えるべきで、「祖師（フレール）に忠ならん」（著者注）ことを墨守すべきでない」と主張する。しかし、これはあくまで、単にフレール解釈をめぐる反論ではなく、彼自身もこの中で述べているように、「宗教的幼稚園」そのものを認めないと言う主張と受け取らねばならない。次に、東は「真」のものと語り概念を出して来る。つまり、「フレール氏の言ひけん、遊戯の眞精神たる幼児内心の自発的活動の表出甚だ僅少なるを認知」し、「幼児遊戯の眞正の価値」を多くしようと言う訳である。ここに至って、東の主張は「眞正」のものだけをしか認めず、他は排除していくことになり、小学校とともに、教育の画一化へ向って突き進んでいく。

東はこのようななかで、共同遊戯より随意遊戯⁽⁵⁾に目を向
けはじめた。そのために、「園地」が重要な意義をもつ
て来る。つまり、東の構想する幼稚園に於ける子ども
の生活は、自然的環境に囲まれたものとなり、その環境
の中で小鳥や家畜を友にして、「自然の恩恵に浴する子ど
も」を理想とするようになり、「自然の恩物」という言
葉を用いて、この自然環境からの子どもへの教育力に注
目はじめている。⁽¹⁶⁾しかし、東が、このように牧歌的
で、しかも豊かな自然を望めば望む程、当時、都会の幼
稚園がかかえていた園地が狭いという現実や、押し寄せ
る軍国主義の波に巻き込まれつつあった子ども達の生活そ
のものは、根本的に隔離して行くことになる。この主
張は、大正期に入って、「自由保育」や「自然保育」の
流れへとつながって行く訳だが、そのなかで、特に倉橋
惣三らによって主張された「自由」や「生活」が、あく
まで幼稚園内に限定された形でしか発展しなかったこと
も含めて、東の主張を受け取らねばならないだろう。

おわりに

実生活における子どもの経験に基づいて教育を進めて
いくことの有効性に着目した時、生活教育は芽ばえ、開
花した。しかし、もと「生活」とは非常に多様なもので
あり、あくまで個人的特性のなかにおいて存在してい
る。それを認め、尊重していく姿勢なしには、より強い
もの、より権力に近いものの方に巻き込まれ、結果、唯
一絶対のもの以外は排除する危険性を生み出してしま
う。第二章で取り上げた宗教排斥の事例が、その意味で
我々に示唆しているものは大きい。より弱い立場のもの
の存在をこそ認め、個々人の多様性を包含していくこと
ろにはじめて、生活教育は生々と脈うつものになるのだ
ろう。

（常磐会短期大学）

二了二

注

- (1) 『京阪連合保育会雑誌』第八号、（明治三十五年七月）参照
- (2) これに関して、水野浩志氏は次のように指摘し、それが人口に膾炙

している。

「明治三十五年頌栄幼稚園で連合保育会の大会を開くにあたって、『開会の始めに礼拝祈禱を行うこと、『および日曜の大会は行なわれないこと』というハウの方針が認められなかったことから、ついにリーダー格としての頌栄みずから三市連合保育会を脱会してしまった。これは、ハウの宗教的信念から出たことはいえ、云々」(岡田・宍戸・水野編著『保育に生きた人々』風媒社、昭和四十六年)

ついでに指摘しておくこと、ここに「明治三十五年頌栄幼稚園」での会をめぐって脱会したとなっているのは、後述するように、明らかに、明治三十四年の誤りであろう。

- (3) 『京阪神保育会雑誌』第一号、明渡三十一年七月
- (4) 拙稿「教育における宗教分離政策の保育界への影響——京阪神連合保育会の内紛——」(『常磐会短期大学紀要』第十号、昭和五十七年)を参照されたい。
- (5) 「神戸母会」脱会後の明治三十五年七月に出されたこの第八号だけは、このように名称を改めている。
- (6) 『京都日出新聞』、明治三十四年十一月二十六日
- (7) 前掲『京阪連合保育会雑誌』第八号
- (8) 同右
- (9) 『京阪神保育会雑誌』第五号、明治三十三年十月
- (10) 高野勝夫著、『エ・エル・ハウ女史と頌栄の歩み』、頌栄短期大学、昭和四十八年、六十五頁
- (11) 『京阪神保育会雑誌』第一号(明治三十一年七月)から第七号(明治三十四年十二月)によると、第一回大会から第七回大会まで、第三回及び第六回の頌栄を会場にした大会を除いては、すべて「君が代」

で始められたことが明記されている。

- (12) 「去れば第一に為すべき事は小児が静粛に幸福なる空気の中に生成し得るため秩序及静粛を幼稚園中に持ち来すこと是なり此秩序なる者は法則に従ふ事によりてのみ行はるべし而して幼稚園に於ては保母の知る所の法則は即ち最良の法則なり」(『明治保育文獻集』第五卷、二五五頁)
- (13) 「小供に随意なものを持たせて来させやはりこれを会集場に並べてその前で神に感謝せしめるのであります(中略)そこで小供をこの室に入れると彼は自然に感謝の意を表し今年恵まれたすべての物は来年の準備として与へられたのであると云ふ事も自ら悟るのであります」(『京阪神連合保育会雑誌』第十九号、明治四十年七月、「我が国の事業」)
- (14) 『明治保育文獻集』第五卷、『保育学初歩』、二二八頁
- (15) 東の解説をみると「共同遊戯とは通例謂はゆる遊戯と称する」ものであり、「多数の幼児を集め、遊戯室に於て、楽器に合せて遊戯せしむるもの」とし、「随意遊戯」とは、「幼児をして各自随意的に自然的に、或は保育室に於て、或いは運動場に於て、思ひ思ひに悠々遊楽せしむるものをいふ」としている。
- (16) 『婦人と子ども』第二卷第九号、「現今の保育法につきて」
- (17) しかしこのような環境重視の論は、谷本富の次の論へとつながるものであったことをふまえておかねばならない。「幼稚園と云ふものは家庭が善良であつて、而して其母たる人が相当の素養のある人か、左なくとも母に代るべき相当の素養のある人がある場合に於ては、必ずしも必要なからうと思ふのであります」(谷本富著、「幼稚園を如何にすべきか」、『京阪神連合保育会雑誌』第十九号、明治四十年七月)